

**農業DXプラットフォームプロトタイプ構築等
委託業務プロポーザル募集要項**

**令和5年7月5日
岐阜県
農政部農政課**

目次

第1	目的	3
第2	業務内容	3
1	委託業務名	
2	業務内容	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
5	委託団体数	
第3	プロポーザルに係る事項	3
1	プロポーザル参加の要件	
2	企画提案書の作成	
3	プロポーザルの手続き等	
第4	評価に係る事項	8
1	評価方法等	
2	評価項目及び評価基準	
3	最優秀提案者の選定	
4	評価結果の通知・公表	
5	プロポーザル評価会議	
第5	契約に係る注意事項	9
1	契約の締結	
2	知的財産権の帰属	
第6	業務の適正な実施に関する事項	9
1	関係法令の遵守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	個人情報保護	
4	守秘義務	
第7	業務の継続が困難となった場合の措置について	10
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第8	その他	10
第9	問い合わせ先及び各種書類の提出先	10
別表	評価項目及び評価基準	11

農業DXプラットフォームプロトタイプ構築等委託業務 プロポーザル募集要項

第1 目的

作物が生育する環境や出荷、市況等の異なるデータを連携させ、有益な情報にして活用するシステム「農業DXプラットフォーム」のプロトタイプ構築にかかる次の業務を委託するもの。

- ①複数農業者の作物の環境データをクラウド上に集積し比較・分析するシステムの構築・運用
- ②システム利用者（農業者、行政職員等）への比較・分析結果の提供（データの見える化）
- ③システムの効果的な使用に関する研修会の企画、開催

第2 業務内容

1 委託業務名

農業DXプラットフォームプロトタイプ構築等委託業務

2 業務内容

別添仕様書のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 委託費の上限

7,428,428円（消費税及び地方消費税分を含む）

5 委託団体数

1事業者

第3 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

また、単独の法人等にあつては、以下①～⑨までのすべての要件を満たしていることが必要です。共同体にあつては、すべての構成員が②及び⑨を除くすべての要件を満たしていることが必要であり、共同体の代表構成員は②及び⑨の要件を満たしていることが必要です。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- ② 評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- ③ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
ア 破産者で復権を得ない者

- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続きの申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑥ 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑨ 環境モニタリング機器から収集された園芸用ハウス内の環境データをスマートフォン等により遠隔で閲覧できるサービスの提供を実施していること。

2 企画提案書の作成

別添仕様書に基づき、以下の項目について、事業の企画を様式1、様式2に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、原則として日本産業規格A4縦型（一部A3判資料折り込み使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項 目	日 程
①募集要項等の公表・配布	令和5年7月6日(木)～令和5年7月28日(金)
②募集要項等に関する質問受付	令和5年7月6日(木)～令和5年7月24日(月)
③プロポーザル参加申込受付	令和5年7月6日(木)～令和5年7月28日(金)
④企画提案書受付期間	令和5年7月6日(木)～令和5年8月7日(月)
⑤評価会議	令和5年8月上旬
⑥評価結果の通知・公表	令和5年8月中旬

(2) 募集要項等の配付

① 配付日時

令和5年7月6日(木)～令和5年7月28日(金)

午前8時30分～午後5時

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

② 配付場所

募集要項は、原則、以下のホームページからダウンロードにより入手してください。

〔 岐阜県庁ホームページ(<http://www.pref.gifu.lg.jp>) > 県政情報
> 入札・公売 > 公募型プロポーザル 〕

ダウンロードができない場合は、以下の場所にてお渡しいたします。

岐阜県農政部農政課スマート農業推進室スマート農業推進係

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁13階)

(3) 募集内容等に関する質問書の受付及び回答の公表

① 質問書受付期間

令和5年7月6日(木)～令和5年7月24日(月)午後5時まで

② 質問書提出方法

企画提案に参加するにあたり質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を農政課宛てに郵送、ファックスまたは電子メールにファイル(ファイル形式は、PDFまたはMicrosoft Wordとしてください)を添付して提出してください。

※提出した場合は、届いていることを電話にて確認してください。

③ 提出場所

岐阜県農政部農政課スマート農業推進室スマート農業推進係

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁13階)

FAX 058-278-2680

電子メールアドレス c11411@pref.gifu.lg.jp

④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、以下のホームページにて公開します。

〔 岐阜県庁ホームページ(<http://www.pref.gifu.lg.jp>) > 県政情報
> 入札・公売 > 公募型プロポーザル 〕

(4) プロポーザル参加申込書の受付

① 受付期間

令和5年7月6日(木)～令和5年7月28日(金)午後5時まで

② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加申込書(別紙2)を農政課まで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合も、令和5年7月6日(木)～令和5年7月28日(金)午後5時必着となります。

(5) 企画提案書等、書類の受付

① 受付期間

令和5年7月6日(木)～令和5年8月7日(月)午後5時まで

② 提出書類

ア 企画応募書(様式1)

イ 企画提案書(様式2)

別添「委託業務仕様書」参照。

ウ 経費見積書(様式3)

エ 法人等概要書(様式4)

オ 誓約書(様式5)

カ 直近の事業報告書、貸借対照表及び損益決算書又はこれらに類するもの(親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、会社が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別又は連結財務諸表のいずれかを(可能な場合はどちらも)も提出してください。)

キ 履歴事項全部証明書(発行日から60日以内のもの。)

ク 共同体構成員届出書(共同体で参加申し込みする場合)(様式6)

ケ 農業DXプラットフォームプロトタイプ構築等業務に関する共同体協定書の写し(共同体で参加申し込みする場合)(様式7)

コ 共同体委任状(共同体で参加申し込みする場合)(様式8)

サ 環境モニタリング機器から収集された環境データを遠隔で閲覧できるサービスを提供していることが分かる資料(カタログ、ホームページの写し等)

シ その他、企画提案内容の説明に必要な資料

※共同体で応募する場合、エ及びカの書類は、すべての者の分を提出してください。キの書類は、共同体代表者の分を提出してください。

③ 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

※カラー刷りの場合、副本もカラー刷りで提出してください。

④ 提出方法

受付期間内に岐阜県農政部農政課に持参又は郵送してください。

なお、持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとします。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期間内に必着とするようにしてください。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出された書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

- オ 評価会議構成員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合
 - カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - キ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - ク 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合
 - ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ② 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。
- ③ 複数提案の禁止
企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- ④ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません（軽微なものを除く）。
- ⑤ 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担
企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等は、すべての参加者の負担とします。
- ⑦ その他
- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。
 - イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。
 - ウ 参加者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人等が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人等が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。
 - エ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
 - オ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の午後4時迄に、辞退届（様式自由）を農政課に持参又は郵送により提出してください。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

（7）見積書作成に際しての注意事項

提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法等

評価は、県が別に定める構成員により組織された「農業DXプラットフォームプロトタイプ構築等委託業務プロポーザル評価会議」（以下「評価会議」という）が行います。

なお、最優秀提案者の選定にあたっては、別表の評価項目及び評価内容に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の評価、採点し、審議のうえ選定します。

- (1) 各構成員は、別表「評価項目及び評価基準」に基づき、提案ごとに点数評価を行う。
- (2) 構成員毎に評価点数の高い順から下記のとおり順位点を付す。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	…
順位点	1	2	3	4	5	…

- (3) 各構成員の順位点を合計し、合計点の最も低い提案者を最優秀提案者とする。
- (4) (3)の場合においても、各構成員の評価点数の合計が満点の60パーセントに満たない提案者は選定から除外する。
- (5) (3)の場合においても、各構成員の過半数が、審査基準の同一審査項目及び評価内容について、配点基準の最低点を付した提案者は、選定から除外する。
- (6) 順位点合計の最も低い提案者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位とする。
- (7) 順位点合計の最も低い且つ提案金額の最も低い提案者が複数いる場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定する。
- (8) 提案者が1者のみの場合には、各構成員の評価点の合計が満点の60パーセント以上の評価を得た場合は、当該提案者を最優秀提案者とし、60パーセント未満の場合には再度公募を実施するものとする。

2 評価項目及び評価基準

別表のとおり

3 最優秀提案者の選定

上記の評価項目及び評価基準に基づき、評価会議において総合的に判断し、最優秀提案者を選定します。

4 評価結果の通知・公表

評価結果は、選定・非選定にかかわらず、速やかに参加者に文書にて通知するとともに、以下の内容について岐阜県ホームページで公表します。

なお、評価結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

<公表内容>

ア 最優秀提案者の名称・評価点

イ 全提案者の名称（申込み順）

ウ 全提案者の評価点（得点順）※名称と評価点の対応関係は明らかにしません。

(提案者が2者の場合には公表しないこととします。)

エ 最優秀提案者の選定理由

オ 構成員の氏名

5 プロポーザル評価会議

(1) 開催日時・場所

開催日時・場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。

(2) 企画提案の所要時間

① プレゼンテーション 20分程度

② 評価会議構成員からの質疑 10分程度

(3) 注意事項

① プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配付すること及びスライド機材等を使用することはできません。

② プロポーザル参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

③ 指定の時間に遅れた場合、評価対象とはいたしません。

第5 契約に係る注意事項

1 契約の締結

契約の締結は、選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容及び金額が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により最終決定します。

2 知的財産権の帰属

委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、原則として、委託元である岐阜県に帰属するものとします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令等を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が、本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例(平成10年岐阜県条例第21号)、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則(平成11年岐阜県規則第8号)に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

第8 その他

契約候補者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約から暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

岐阜県農政部農政課スマート農業推進室スマート農業推進係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111 (内4023)

FAX 058-278-2680

電子メール c11411@pref.gifu.lg.jp

別表

農業DXプラットフォームプロトタイプ構築等委託業務 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価内容			評価基準点				
			大変優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
①事業実施方針（10点）							
1	本事業の趣旨、目的を理解しているか。		10点	8点	6点	4点	2点
②プロトタイプ構築に関する提案（50点）							
2	プロトタイプ の構築	データ連携基盤は、データを取り込む機器の種類など、必要な仕様を満たしているか。	10点	8点	6点	4点	2点
3		農業者が利用する閲覧環境は、表示事項がわかりやすく、栽培環境の改善に役立つ画面となっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
4		指導者が利用する分析環境は、分析結果が普及指導員にとってわかりやすく、農業者の指導に役立つ画面となっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
5		情報漏洩防止の対策がとられ、安心して利用できるシステムとなっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
6	プロトタイプ の運用管理	プロトタイプを安定稼働できる体制になっているか。 運用管理費（ランニングコスト）の積算は適切か。	10点	8点	6点	4点	2点
③研修会の企画と開催（15点）							
7	研修会の企画 と開催	研修会のカリキュラム及び実施方法は、参加者にとって理解しやすく、効果的にプロトタイプを利用することができる提案となっているか。	15点	12点	9点	6点	3点
④業務の実施体制等に関する事項（20点）							
8	事業実施体制 の確保	業務を適切かつ確実に実施できる経営基盤を有し、効率的に実施するための体制は十分か。	5点	4点	3点	2点	1点
9	事業実施の能力	受託者は、本事業を行う上で必要な知識、ノウハウ、経験等を有しているか。事業提案とスケジュールは整合しているか。	10点	8点	6点	4点	2点
10	事業費の妥当性	事業費の積算は、提案された内容と整合し、実施する上で適切なものであるか。	5点	4点	3点	2点	1点
⑤社会的課題への取組み（5点）							
11	仕事と家庭の両立（3点）		点				
12	障がい者雇用（1点）		点				
13	若者の雇用（1点）		点				
合計（100点）							